

商標権	判決年月日	令和元年12月26日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和元年(行ケ)10104号		
○ 牛の絵と「EMPIRE」と「STEAK HOUSE」の文字からなる本願商標が、「EMPIRE」の文字を標準文字で表してなる登録商標と類似するから、商標法4条1項11号に該当すると判断した事例				

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 請求棄却

(関連条文) 商標法4条1項11号

(関連する権利番号等) 登録第5848647号, 不服2018-650052号

### 判 決 要 旨

本件は、牛の絵と「EMPIRE」と「STEAK HOUSE」の文字からなる本願商標が、「EMPIRE」の文字を標準文字で表してなる登録商標(登録第5848647号。以下「引用商標」という。)と類似するとして、本願商標は、商標法4条1項11号に該当し、登録することができないとした審決に対する取消訴訟である。

本判決は、概要、以下のとおり判断して、原告の請求を棄却した。

1 本願商標は、牛の図形部分、「EMPIRE」の文字部分及び「STEAK HOUSE」の文字部分の各構成部分が相互に一定の間隔を空けて、重なり合うことなく配置され、上記各文字部分の間に赤色の二重線が配されていることから、各構成部分は、それぞれが独立したものであるとの印象を与え、視覚上分離して認識されるものと認められる。

「EMPIRE」の文字部分は、本願商標の外観上、牛の図形部分及び「STEAK HOUSE」の文字部分よりも、強く印象づける特徴を備えている。一方、「STEAK HOUSE」の語は「ステーキ専門店」を表示する語として一般に用いられ、上記語が「ステーキ専門店」の店名の一部に含まれる場合には、上記語を除いて、当該店名が略称される場合があることも普通であると認められるから、「STEAK HOUSE」の文字部分は、自他役務を識別する標識としての機能が微弱である。また、牛の図形部分も、自他役務を識別する標識としての機能が微弱である。

したがって、「EMPIRE」の文字部分は、出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められるから、「EMPIRE」の文字部分を要部として抽出し、これを引用商標と比較して類否を判断することは許される。

2 本願商標の要部である「EMPIRE」の文字部分と引用商標とを対比すると、両商標は全体として類似しているものと認められる。